

令和4年2月9日（水）

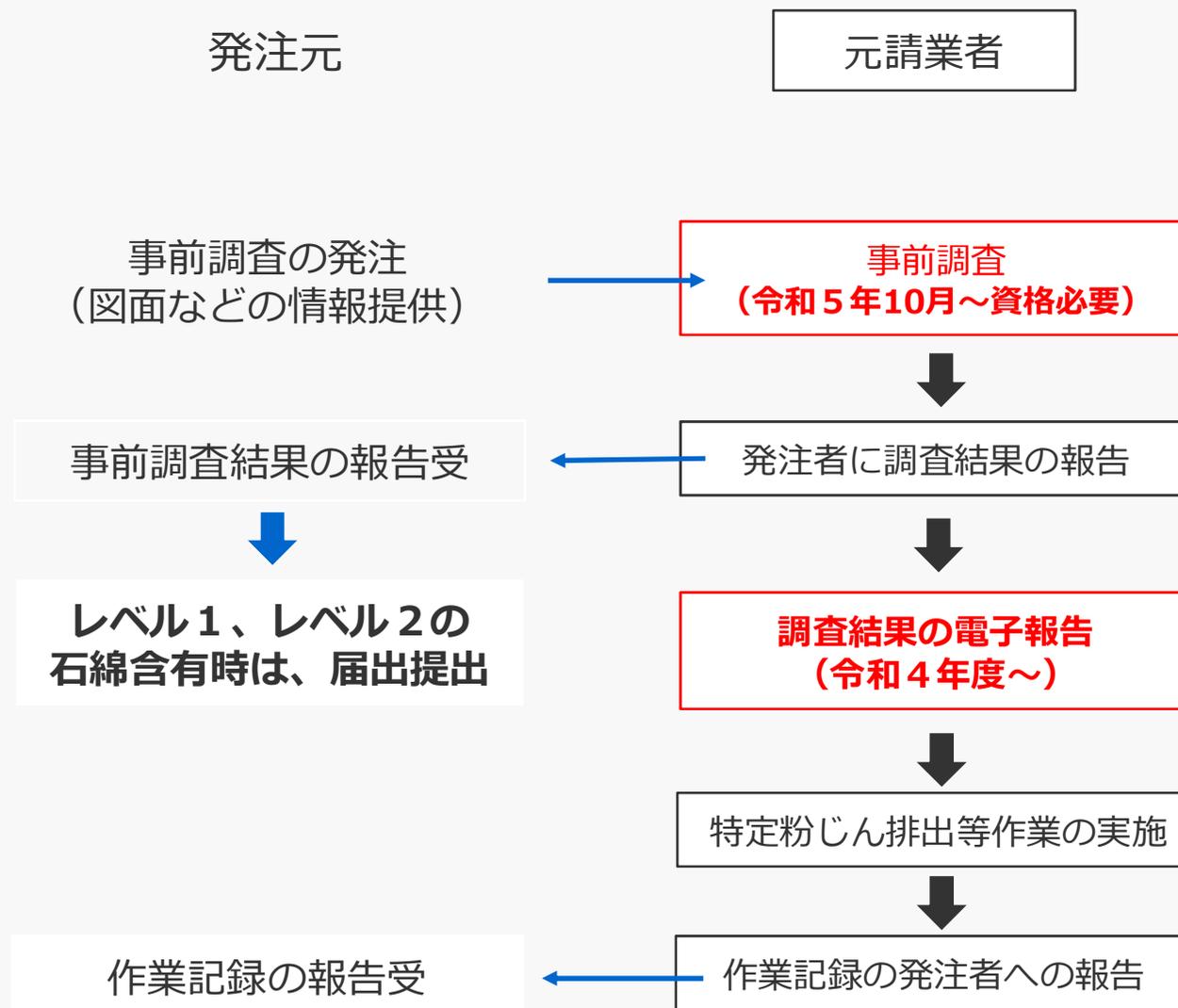
# 大気汚染防止法改正に伴う解体等工事に係る 事前調査結果報告について

---

岡山市環境局環境部環境保全課

1. 解体等工事に係る対応フロー
2. 石綿事前調査
3. 調査結果の電子報告
4. 石綿事前調査結果報告システム

# 1. 解体等工事に係る対応フロー



## 2. 石綿事前調査



### 令和5年10月1日以降の工事 調査は有資格者に限定

- ① 一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
- ② 特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）
- ③ 一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）

環境省では、令和5年10月1日までの間も、資格者による調査を推奨

# 3. 調査結果の電子報告

報告の対象（新規則第16条の11第1項）

※令和4年4月1日から適用



**解体工事**  
床面積合計80m<sup>2</sup>以上



**建築物の改造・補修工事**  
請負代金合計100万円以上  
(材料費・消費税を含む。)



**工作物※の解体・改造等工事**  
請負代金合計100万円以上  
(材料費・消費税を含む。)

※環境大臣が定めるものに限る

## 工作物の事前調査

|                | 「道路・鉄道・橋梁<br>ガス埋設管等    | その他                    | ボイラー及び圧力容器<br>配管設備（水道管除く）<br>焼却設備・煙突<br>貯蔵設備等 |
|----------------|------------------------|------------------------|---|
|                | 「建築物等の解体・改修作業」に該当しないもの | 工作物のうち環境大臣が<br>定めたもの以外 | 工作物のうち環境大臣が<br>定めたもの                          |
| <b>事前調査</b>    | ×                      | ○                      | ○   |
| <b>調査結果の報告</b> | ×                      | ×                      | ○   |

# 4. 石綿事前調査結果報告システム（その1）

- ・ 令和 **4年4月1日以降**に着工する、解体・改修工事が対象
- ・ 原則として電子申請で行う。



- ・ gBizIDの事前登録 **すでに登録可能なため、早めの登録をお願いします。**

## ●アカウント登録に必要なもの

G.biz IDを利用するには、次のものがが必要です。

| アカウント種別     | メールアドレス<br>(アカウントID) | 操作端末 | プリンター | 印鑑証明書と<br>登録申請書 | スマートフォン<br>もしくは<br>携帯電話※ |
|-------------|----------------------|------|-------|-----------------|--------------------------|
| gBizIDエントリー | ○                    | ○    | ×     | ×               | ×                        |
| gBizIDプライム  | ○                    | ○    | ○     | ○               | ○                        |
| gBizIDメンバー  | ○                    | ○    | ×     | ×               | ○                        |

## 4. 石綿事前調査結果報告システム（その2）

### 石綿事前調査結果報告システムの運用スケジュール

- |                 |                        |
|-----------------|------------------------|
| ①ユーザーテスト（仮運用）期間 | 2022年1月18日（火）～2月18日（金） |
| ②利用停止期間         | 2022年2月19日（土）～3月中      |
| ③本運用            | 2022年3月中（日時未定）         |



### 石綿事前調査結果報告システムの操作マニュアル

環境省HPで操作マニュアル（PDF）が公開されています。



- (案)石綿事前調査結果報告システム操作マニュアル基本操作編
- (案)石綿事前調査結果報告システム操作マニュアル詳細機能編

# (資料) 岡山県・岡山市・倉敷市連名チラシ

解体・リフォーム工事の元請業者・自主施工者の皆様へ

未報告の場合  
罰則あり

令和4年4月から石綿(アスベスト)関連規制が  
更に強化され**事前調査結果の報告が義務化!**

●事前調査とは、建築物・工作物の解体・改造・補修を行う前に実施する石綿含有建材の調査です。

## ✓ 報告対象の工事

- 1 建築物の解体作業  
床面積の合計が **80 m<sup>2</sup>以上**
- 2 建築物の改造・補修作業、工作物の解体・改造・補修作業  
請負代金の合計額が **100万円以上**

## ✓ 報告の方法

- 1 報告には **gBizID** (法人・個人事業主向け認証システム)  
への**事前登録**が必要(令和4年4月以前でも登録可)

<https://gbiz-id.go.jp>

- 2 元請業者(又は自主施工者)が、原則、**電子システム**  
(インターネット)で**報告**(スマートフォンでも報告可)

- ・電子システムは令和4年4月1日までに公開される予定
- ・石綿障害予防規則に基づく労働基準監督署への報告を同時に行うことも可能

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

## ✓ 報告の主な内容

- 1 発注者等の氏名等
- 2 建築物等の概要
- 3 解体等工事の期間
- 4 建築材料の種類・石綿含有の有無(無の場合はその根拠) など

**gBizIDに早めに登録の上、  
事前調査結果の報告を  
よろしくお願いします!!**



岡山県・岡山市・倉敷市

令和5年10月から石綿(アスベスト)関連規制が更に強化され  
**事前調査(※1)の実施者が資格者等に限定!**

(※1)…建築物の解体・改造・補修に伴うもののみ

## ✓ 事前調査を行える者

- 1 特定建築物石綿含有建材調査者
- 2 一般建築物石綿含有建材調査者
- 3 一戸建て等石綿含有建材調査者(※2)
- 4 令和5年9月30日以前に(一社)日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録をされている者

(※2) ③は一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部に限り調査可



## ✓ 石綿含有建材調査者

登録講習機関(※3)の講習を受講・修了する必要があります。

(※3) 講習の詳細や登録講習機関情報は、厚生労働省のウェブサイトからご確認ください。最新の登録講習機関情報等は、岡山労働局健康安全課(TEL:086-225-2013)にお問い合わせください。



**資格者の計画的な育成を  
よろしくお願いします!!**



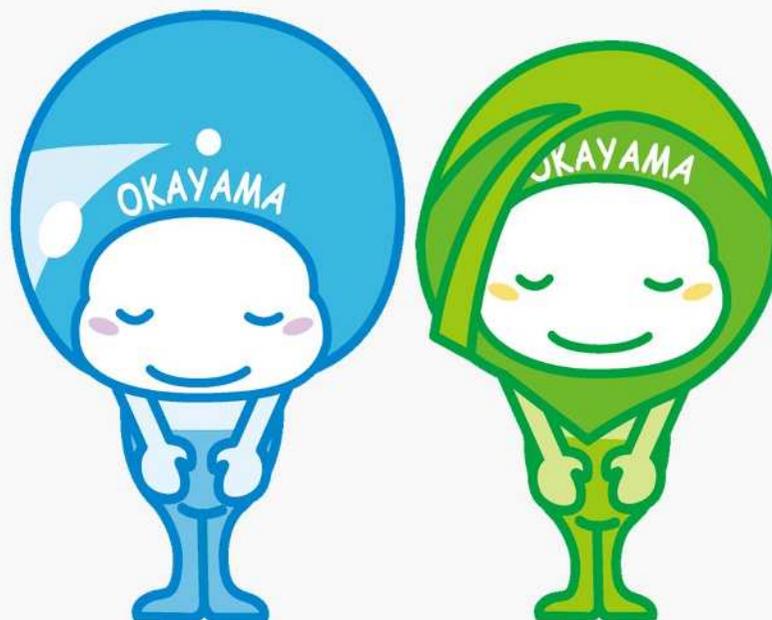
## 事前調査結果の報告・チラシに関する問い合わせ先

- 岡山県備前東民局地域政策部環境課  
〒700-8604 岡山市北区弓之町6-1 ☎086-233-9806
- 岡山県備中東民局地域政策部環境課  
〒710-8530 倉敷市羽島1083 ☎086-434-7066
- 岡山県美作東民局地域政策部環境課  
〒708-8506 津山市山下53 ☎0868-23-1227
- 岡山県環境局環境部環境保全課  
岡山市 ☎086-803-1280
- 倉敷市環境リサイクル局環境政策部環境政策課  
倉敷市 ☎086-426-3391
- 新見市福祉部生活環境課  
新見市 ☎0867-72-6124

## チラシに関する問い合わせ先

岡山県環境文化部環境管理課  
〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 ☎086-226-7302

ご清聴ありがとうございました



改正大気汚染防止法の最新情報は

[http://www.env.go.jp/air/post\\_48.html](http://www.env.go.jp/air/post_48.html)